

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

I. 単価設定のポイント

- (1) 最近の**技能労働者の不足等**に伴う労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (例年の4月改訂を前倒し)
 (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均 全 国 (16,190円) 平成25年4月比; **+7.1%** (平成24年度比; **+23.2%**)
 被災三県 (17,671円) 平成25年4月比; **+8.4%** (平成24年度比; **+31.2%**)

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置(継続)(当面被災三県のみ)

※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

II. 技能労働者の処遇改善・若年入職者増加に向けた関係者への要請(平成26年1月30日)

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・適切な価格での下請契約の締結
 - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・雇用する技能労働者の賃金水準を引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・元請は、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による下請契約を締結
 - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
- (4) ダンピング受注の排除
- (5) 消費税の適切な支払い

地方公共団体等(公共発注者)あて

- (1) 公共工事設計労務単価の改定値の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除・歩切りの根絶
- (3) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払、社会保険等への加入徹底に関する元請業者指導

民間発注者あて

- (1) 労務費・資材費の上昇傾向を踏まえた工事発注や契約変更
- (2) 法定福利費相当額の適切な支払い
 - ・法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ額による工事発注
- (3) 消費税の適切な支払い

III. 今後の取組み

- (1) 技能労働者の賃金水準の実態を注視
- (2) 国交省直轄工事の**元請・一次下請**については、**社会保険加入企業に限る**方向で検討(平成26年度中に開始)
 地方公共団体等、他の公共工事発注者にも、同様の検討を要請

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について

全国全職種平均(参考値)

16,190円

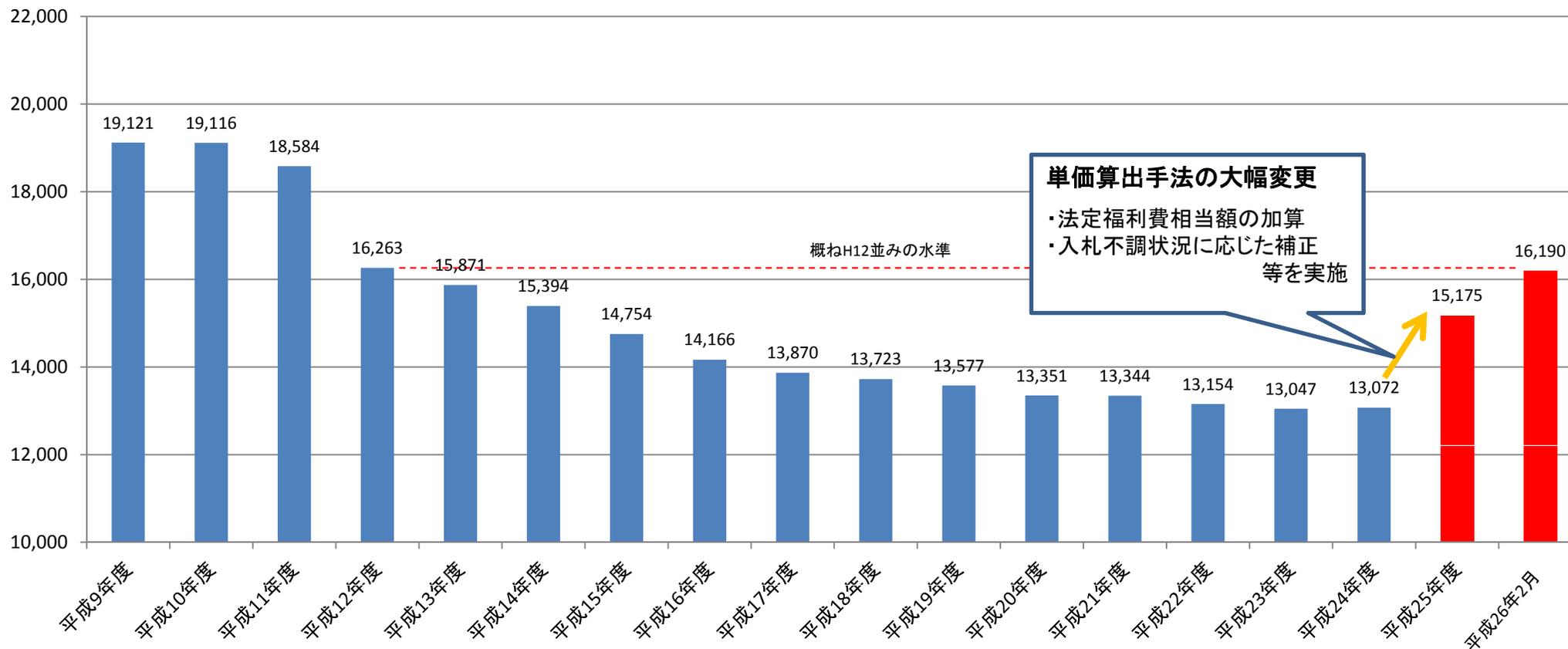
(単純平均値のH25.4単価比; +7.1%)

H24単価比: +23.2%

被災三県	: 17,671円	(単純平均値のH25.4単価比 +8.4%) H24単価比: +31.2%
被災三県以外の都道府県	: 16,062円	(単純平均値のH25.4単価比 +7.0%)
全国全職種平均	: 16,190円	(単純平均値のH25.4単価比 +7.1%)

(円/1日8時間当たり)

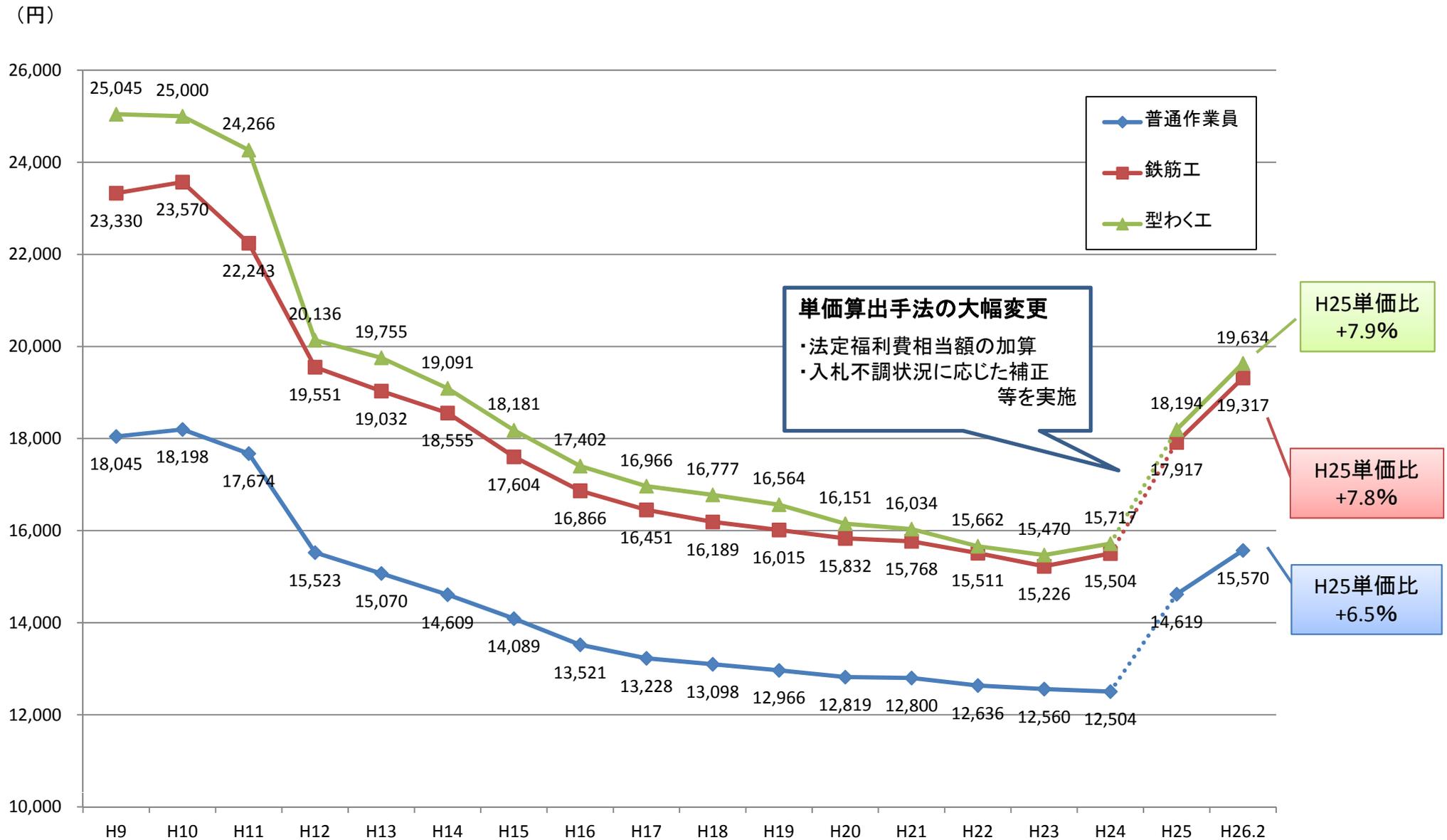
公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1) 加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した

公共工事設計労務単価の推移(主要職種)



出所:国土交通省「公共工事設計労務単価」

公共工事設計労務単価の概要

○ 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価

※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない

※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない

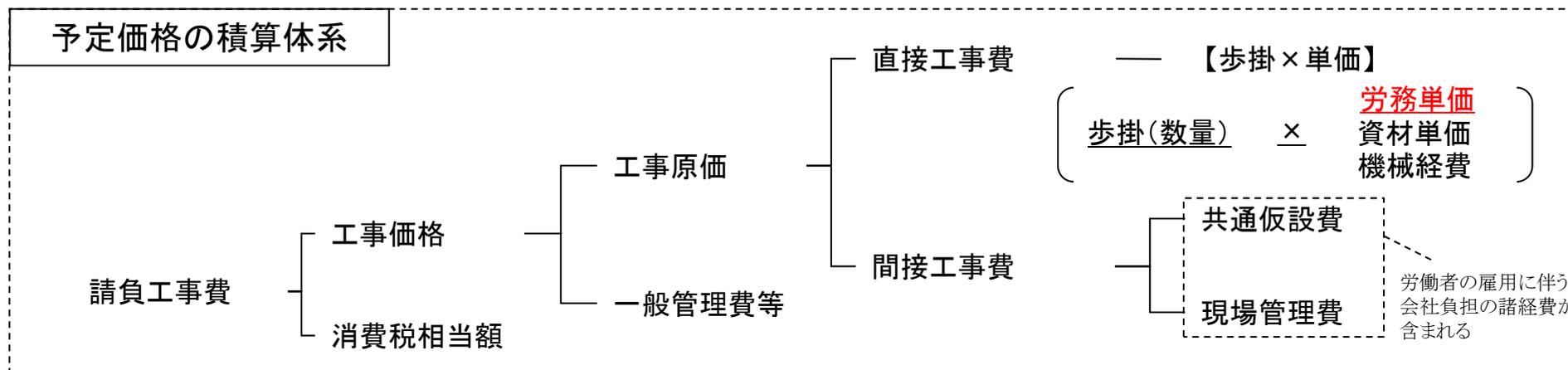
(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)

○ 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

○ 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約16万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。

○ 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。



国土入企第28号
平成26年1月30日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、被災三県の平均では8.4%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で23.2%、被災三県の平均では31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成25年度の労務単価を引き上げと同時に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付国土入企第36号）を発出するとともに、平成25年4月18日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。しかしながら、下請取引等実態調査（平成25年7月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は7月時点では36.6%にとどまるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」で要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

また、別添1のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握し、その状況を今後の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたい。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、
①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切

に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところであり、他の公共工事発注機関にも同様の検討を要請したので、ご留意願いたいこと。

4. 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用

国土交通省では、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、元請企業、下請企業、技能労働者等のための相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しているので、改めて現場の技能労働者を含む関係者に周知すること。

5. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

6. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

7. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年

法律第 41 号) 及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

<建設業団体送付先一覧>

全国管工事業協同組合連合会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人日本サッシ協会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
建設工業経営研究会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般社団法人鉄骨建設業協会会長
日本建設組合連合会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
建設業労働災害防止協会会長
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
公益社団法人全国鉄筋工事業協会会長
社団法人プレハブ建築協会会長
社団法人全国さく井協会会長
一般社団法人日本鳶工業連合会会長
日本室内装飾事業協同組合連合会理事長
一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会会長
全日本板金工業組合連合会会長
一般社団法人日本エレベータ協会会長
一般社団法人情報通信設備協会会長
一般社団法人全国建設産業協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会会長
一般社団法人日本機械土工協会会長
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
一般社団法人日本シャッター・ドア協会会長
社団法人全国建設室内工事業協会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会会長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
全国建具組合連合会会長
一般社団法人日本保温保冷工業協会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
全国建設業協同組合連合会会長
社団法人日本ウエルポイント協会会長
一般社団法人日本グラウト協会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本海上起重技術協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
せんい強化セメント板協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
全国浚渫業協会会長

一般社団法人土地改良建設協会会長
一般社団法人全国防水工事業協会会長
一般社団法人日本基礎建設協会会長
一般社団法人全日本瓦工事業連盟理事長
社団法人日本建設大工工事業協会会長
一般全国ダクト工業団体連合会会長
日本外壁仕上業協同組合連合会会長
一般社団法人日本建築大工技能士会会長
一般社団法人四国電気・管工事業協会会長
一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会会長
一般社団法人全国タイル業協会会長
一般社団法人日本厨房工業会会長
重仮設業協会会長
一般社団法人日本計装工業会会長
全日本電気工事業工業組合連合会会長
全国圧気工業協会会長
公益社団法人日本エクステリア建設業協会会長
一般社団法人全国道路標識・標示業協会会長
一般社団法人日本金属屋根協会会長
社団法人斜面防災対策技術協会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人日本下水道施設業協会会長
一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長
一般社団法人日本建築板金協会会長
消防施設工事協会会長
一般社団法人日本運動施設建設業協会会長
全国圧接業協同組合連合会会長
一般中小建設業住宅センター会長
全国マスチック事業協同組合連合会会長
全国ポンプ・圧送船協会会長
全国板硝子工事協同組合連合会会長
一般社団法人全日本屋外広告業団体連合会会長
一般社団法人日本家具産業振興会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
公益社団法人日本推進技術協会会長
日本建設インテリア事業協同組合連合会会長
日本ウレタン断熱協会会長
一般社団法人日本配管工事業団体連合会会長
一般社団法人ビルディング・オートメーション協会会長
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長
一般社団法人日本アンカー協会会長
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長
一般社団法人日本木造住宅産業協会会長
一般社団法人日本潜水協会会長
一般社団法人全国特定法面保護協会会長
一般社団法人日本在来工法住宅協会理事長
ダイヤモンド工事業協同組合理事長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人フローリング協会会長
一般社団法人全日本漁港建設協会会長

国土入企第 29 号
平成 26 年 1 月 30 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 7.1%、被災三県の平均では 8.4%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 23.2%、被災三県の平均では 31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成 25 年度の労務単価を引き上げと同時に建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 36 号）を发出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられているところです。しかしながら、下請取引等実態調査（平成 25 年 7 月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は 7 月時点では 36.6%に留まるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付国土入企第 37 号）で貴職あてに要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるこ

とにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添1のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 新労務単価の早期適用

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならないことから、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしくようお願いいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理费率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう要請しているところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に社会保険料相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な

社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところです。つきましては、各発注者におかれましても、同様の検討を開始していただくようお願いいたします。国土交通省の具体的な検討内容が固まりましたら別途お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

つきましては、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じるなどにより当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、「予定価格の適正な設定について」（平成 26 年 1 月 24 日付総行行第 13 号・国土入企第 27 号）で要請したとおり、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

国土入企第30号
平成26年1月30日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県ごと・51種ごとに決定しているもので、新労務単価は、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、被災三県の平均では8.4%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で23.2%、被災三県の平均では31.2%の上昇となります。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

若年層が建設業者への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を大きく下回る給与の水準の低さであり、また、社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

現在、建設工事の増加等に伴って労務費が上昇しておりますが、上記の通り、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあること等によるものであり、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要です。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしく願いいたします。

記

1. 新労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

新労務単価は、本年度当初の労務単価と同様に、著しい低価格による契約のしわ寄せが技能労働者の就労条件に及び、技能労働者の減少と労務費の上昇につながっていること、円滑な施工への支障や工事品質への悪影響が生じかねないこと、及びこれらの問題への対応は待ったなしであること、を考慮して設定したものです。

このことへの十分なお理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにお願いいたします。また、昨今、人件費や資材費の実勢価格が上昇傾向にあることから、これらの価格の上昇が下請企業へのしわ寄せや技能労働者の処遇悪化を招かないよう、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

なお、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、既に平成 24 年 4 月に行われた現場管理費率式の見直しにより、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、建設工事を発注するときは、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第 19 条の 3 の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

3. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願い致します。

<主な民間団体送付先>

一般社団法人日本経済団体連合会理事長
日本商工会議所会頭
公益社団法人日本建築士会連合会理事長
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会理事長
公益社団法人日本建築積算協会理事長
公益社団法人日本建築家協会理事長
一般社団法人建築設備技術者協会理事長
一般社団法人日本自動車工業会理事長
一般社団法人日本電機工業会理事長
石油化学工業協会理事長
石油連盟理事長
電気事業連合会理事長
一般社団法人日本ガス協会会長
日本百貨店協会理事長
日本チェーンストア協会理事長
一般社団法人日本民営鉄道協会理事長
一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会理事長
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会理事長
公益社団法人全日本不動産協会理事長
一般社団法人全国住宅産業協会理事長
一般社団法人マンション管理業協会理事長
一般社団法人不動産流通経営協会理事長
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会理事長
一般社団法人不動産証券化協会理事長
社団法人大阪土地協会理事長
一般社団法人中部不動産協会理事長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
社団法人生命保険協会会長
一般社団法人日本損害保険協会理事長
一般財団法人建設業振興基金理事長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長
日本建設産業職員労働組合協議会議長
建設連合中央執行委員長
全国社会保険労務士会連合会会長
日本行政書士会連合会会長